

五本松運動広場整備事業（公契約）

落札者決定基準

令和7年3月

我孫子市

— 目 次 —

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
2.1. 事業者選定方式.....	1
2.2. 事業者選定方法.....	1
2.3. 事業者選定の体制.....	1
3. 選定の手順	2
3.1. 入札参加資格審査（第一次審査）.....	3
3.2. 提案内容審査（第二次審査）.....	3
3.2.1. 入札書及び提案資料の確認.....	3
3.2.2. 入札価格の確認.....	3
3.2.3. 必須項目審査.....	3
3.2.4. 加点項目審査.....	3
3.2.5. 入札価格の得点化方法.....	6
3.2.6. 総合評価.....	6
4. 落札者の決定	7
4.1. 落札者の決定.....	7
4.2. 結果及び評価の公表.....	7
4.3. 落札者を決定しない場合の措置.....	7

1. 本書の位置づけ

五本松運動広場整備事業（公契約） 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、我孫子市（以下「市」という。）が、五本松運動広場整備事業（公契約）（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、入札参加者へ公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

2.1. 事業者選定方式

本事業では、設計・建設の各業務において、事業者による効率的・効果的な施設整備を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、入札価格とともに、事業能力、設計・建設能力等のその他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2.2. 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（入札価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するためのみ行うこととし、入札参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

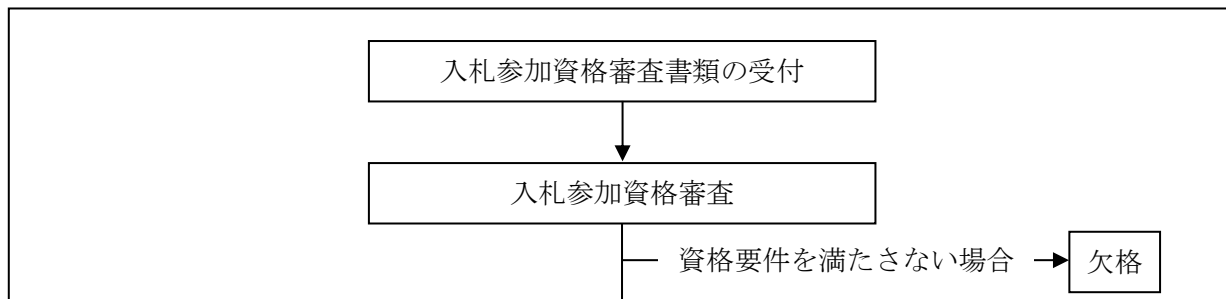
2.3. 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、入札参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

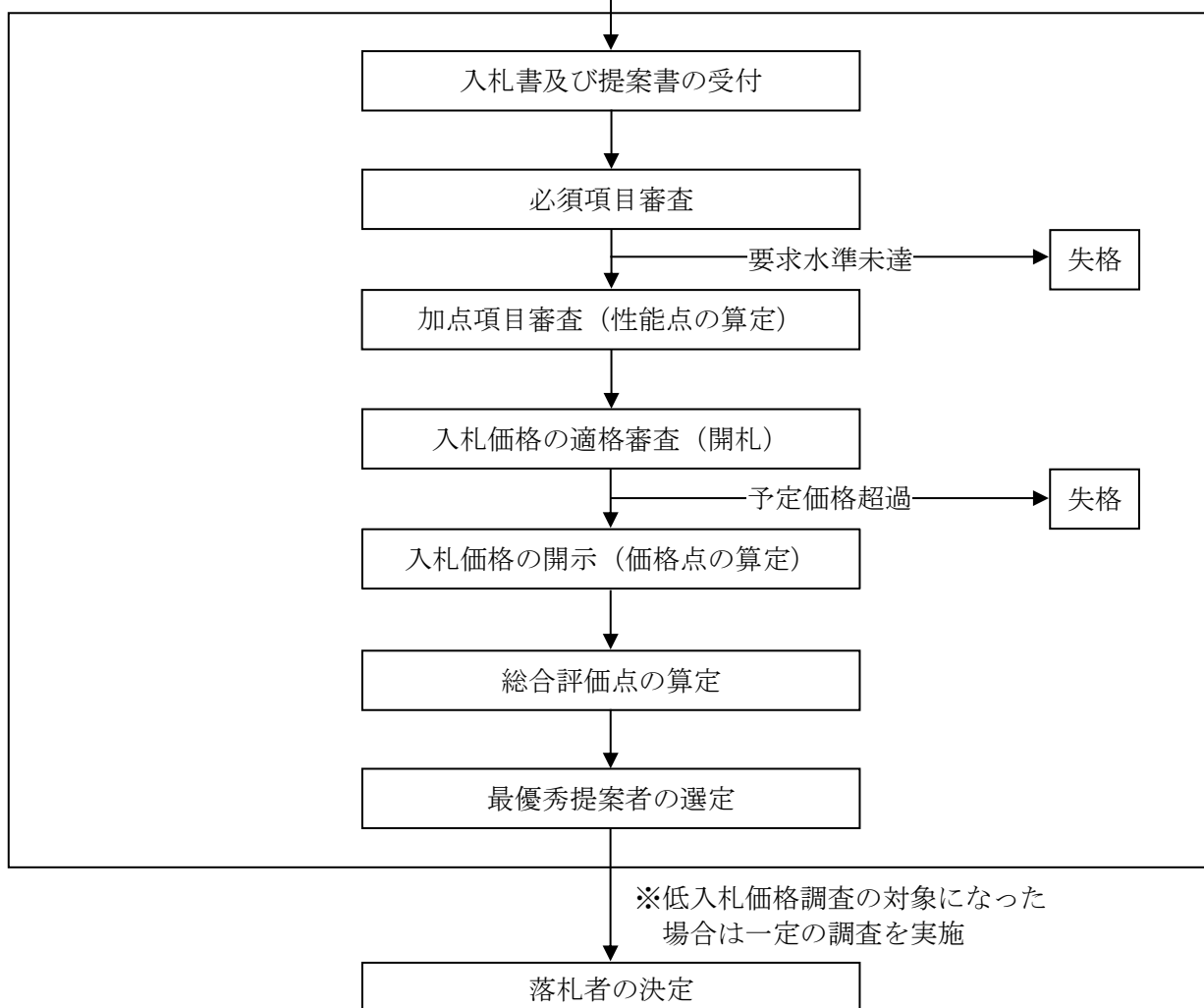
3. 選定の手順

選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



3.1. 入札参加資格審査（第一次審査）

入札参加資格の審査では、入札参加者の備えるべき参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（参加資格がない）とする。

3.2. 提案内容審査（第二次審査）

3.2.1. 入札書及び提案資料の確認

提出された入札書及び提案書を確認し、様式集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。入札書及び提案書に不備がある場合は、失格とする。

3.2.2. 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

3.2.3. 必須項目審査

入札参加者の提出した提案書の内容が、市が必須とする項目（要求水準書に示す要求水準、入札説明書に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件を指す。以下「必須項目」という。）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア 要求水準書に示す要求水準が未達でないこと。

イ 入札説明書に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

3.2.4. 加点項目審査

提案書のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて技術評価点を付与する。

技術評価点は、全体で250点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価基準

評価項目	評価内容	配点	様式
a) 事業実施方針 ・実施体制	・我孫子市スポーツ推進計画に則し、誰もがスポーツに参加できる環境の充実を目指し、本事業の目的及び整備方針を実現するための事業実施方針について、優れた提案がなされているか。	10	様式 21
	・上記の事業実施方針を具現化するための事業実施体制について、優れた提案がなされているか。	10	
	・工事に係る資材等の価格高騰や人材不足、供用開始の遅延など本事業に付随するリスク分析がなされており、かつリスクを顕在化させない仕組みや顕在化した場合の対応策について優れた提案がなされているか。	10	
b) 配置・動線計画	・日常的な運動に加え大会・イベント時にも安全・安心に利用でき、かつ災害時の避難等にも配慮した施設の配置・動線計画について、優れた提案がなされているか。	10	様式 22
	・年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安全・安心で快適に施設を利用できるよう配慮されたデザインやサイン、照明計画等について、優れた提案がなされているか。	10	
	・広場全体で統一性があり、かつ手賀沼をはじめとする周辺環境とも調和した景観・デザイン計画について、優れた提案がなされているか。	10	
c) 施設整備内容	①サッカー・ラグビーコート		様式 23-2
	・サッカーやラグビーを中心に多様な屋外競技に利用可能であり、年間を通して高効率、高稼働率な施設とするための工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
	・クッションパッドを導入する等、ピッチの性能や利用者の安全性向上に資する工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
	・フィールドの温度上昇抑制等、良好な競技環境を確保するための方策について、優れた提案がなされているか。	10	様式 23-3
	②陸上競技用トラック		
	・天候にかかわらず多様な陸上競技を実施することができ、年間を通して高効率、高稼働率な施設とするための工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
	・舗装の高反発化等、競技者の身体的負荷の軽減に資する工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
・ジョギングやランニングなど、日常的な市民利用のしやすい施設とするための工夫について、優れた提案がなされているか。	10	様式 23-4	
③クラブハウス・屋根付きスタンド			
・クラブハウスのデザイン性に加え、大会・イベント等の効率的な運営等にも配慮した、機能的かつシンプルな建物とする工夫について、優れた提案がなされているか。	10	様式 23-4	
・本件施設が災害発生時の指定緊急避難場所として指定されていることをふまえ、クラブハウスの防災機能を高めるための工夫について、優れた提案がなされているか。	10		

評価項目	評価内容	配点	様式
	・屋根付きスタンドについて、日差しや雨天時・強風時にも快適に観戦ができる施設とするための工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
d) 各種設備、 什器・備品等	・大会・イベント等の開催時における効率的な運営に配慮した設備や什器・備品の導入について、優れた提案がなされているか。	10	様式 24-1～3
	・将来的な備品の増加を想定し、利用者の利便性や施設利用前後の準備・撤収時間の短縮に配慮した保管場所や方法について、優れた提案がなされているか。	10	
e) 地球環境・LCC への配慮	・SDGs の視点を考慮し、環境性能や省エネルギー性能の高い資機材やエコマテリアルの採用、発生する資材のリサイクルによる省資源化等、環境に配慮した優れた提案がなされているか。	10	様式 25
	・手賀沼をはじめとする周辺環境へ配慮した、充填材やマイクロプラスチックの流出防止対策等、環境負荷低減につながる優れた提案がなされているか。	10	
	・管理運営段階におけるライフサイクルコストの低減や、修繕・更新の容易性につながる施設整備段階における工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
f) 施工計画	・施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある整備スケジュールについて、優れた提案がなされているか。	10	様式 26-1～3
	・工事期間中における安全確保（周辺住民、工事関係者とも）や工程管理のほか、施工時の品質管理を適切に行うための配慮について、優れた提案がなされているか。	10	
	・騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事に伴う近隣及び周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるための工夫について、優れた提案がなされているか。	10	
g) 市内事業者 への発注	・市内事業者への発注額ほどの程度か（下式による評価）。 評価点＝20点×（入札参加者の市内事業者への発注額／ 入札参加者のうちの市内事業者への最高発注額）	20	様式 27
	(計)	250	

(2) 採点の基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により技術評価点を付与する。

評価内容		採点レート
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	優れている	当該項目の配点×70%
C	やや優れている	当該項目の配点×40%
D	要求水準を満たす程度である	当該項目の配点×0%

3.2.5. 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 加点項目審査に進んだ全入札参加者のうち、入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である250点を付与する。
- ・ その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 250 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

3.2.6. 総合評価

選定委員会は、算定した技術評価点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (250 点満点)} + \text{価格点 (250 点満点)}$$

4. 落札者の決定

4.1. 落札者の決定

市は、入札参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、技術評価点が最も高い者を落札者とする。なお、技術評価点も同点の場合は、配点が最も高い審査項目における技術評価点の合計が高い者を落札者とする。

4.2. 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

4.3. 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、入札書及び提案書の受付期限において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施する。当該入札参加者が入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合、及び低入札価格調査において落札者と決定することが不相当と判定された場合は、本入札は成立しないものとする。